

資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 組織活動 | 労働組合 役員の選出と任務

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

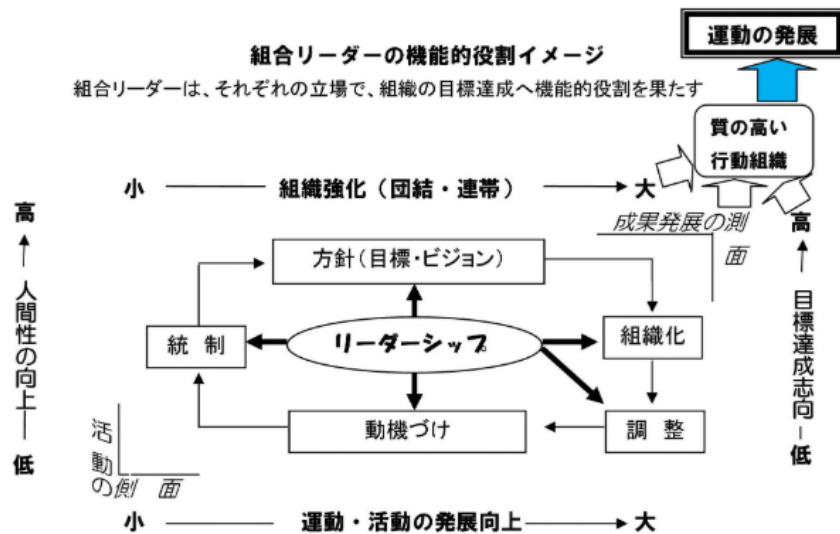
組合組織（公務員）

教育カリキュラム

▶ キーワード検索はこちら

労働組合 役員の選出と任務

1. 役員の選出のしかたは、各組合の組合規約に定められています。
一般的には、役員選挙管理委員会が設置され、役員立候補の受付が告示され、ルールに従って選挙運動を展開し、投票によって選ばれます。
立候補の数が定員ちょうどときは、信任投票が行われます。
2. 組合長（執行委員長）は、名実ともに組合の代表者であり、執行部の責任者です。
3. 副組合長（副委員長）は、組合長のよき相談相手であるとともに委員長業務の代行を行います。
4. 書記長は、組合活動実務全般の責任者であり、専門部活動への指示、助言調整等を行います。
5. 会計は、会計業務一切を担当し、大会で、決算や資産管理の状況について報告します。
6. 執行委員は、それぞれ専門部を担当し、日常活動の推進を行います。
7. 会計監査委員は、会計業務を監査し、大会に会計監査報告書を提出し、報告します。
8. 専従役員とは、会社の業務を休職し組合業務に専念する人のことを言います。給与は組合が負担します。



資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>>一頁へ戻る

